

**条件付き一般競争入札【総合評価落札方式（工事成績等簡易型）】**  
**落札者決定基準**

**【工事概要及び入札参加資格】**

1) 対象工事

工 事 名 松阪市公共下水道事業  
神道川排水区 神道川雨水幹線管渠工事  
設計金額 249,630,000 円（税抜き）  
工事概要 鋼矢板設置工：N=342 枚  
ボックスカルバート設置工 L=69.0m  
施工場所 松阪市 本町 地内  
工 期 契約の日から令和 8 年 3 月 13 日まで

2) 参加資格は、発注基準によるものとする。

- ① 市内、準市内業者であること。
- ② 土木一式工事の資格総合点数が870点以上の特定建設業許可業者であること。
- ③ 過去 15 年間に官公庁発注の同工種・同規模以上の工事を履行した実績があること。
- ④ 本工事に対応する資格を有する技術者を監理技術者として施工現場に専任で配置できること。

※ 詳細については、発注公告によるものとする。

**【総合評価落札方式落札者決定基準】**

**1. 評価値の算定について**

評価値は、価格以外の要素を数値化した技術評価点（標準点（100点）+加算点（満点：30点））を入札価格で割って算出する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点（100点）+ 加算点（満点 30点））}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000$$

※技術評価点は、標準点（100点は固定された点数）と加算点（「4. 価格以外の評価点（加算点）の配点について」により求められた点数）の合計点とする。

※評価値は小数第 6 位以下を切り捨て、小数第 5 位まで表示する。

【例】 入札価格 123,456,700 円

標準点 100 点 加算点 15 点

$$(100+15) \text{ 点} / 123,456,700 \text{ 円} \times 10,000,000 = 9.3150067\cdots \Rightarrow 9.31500$$

## 2. 落札者の決定方法

- ①本案件は、松阪市低入札価格調査試行要領（以下「試行要領」という。）に基づき調査基準価格・失格基準価格を算出し、調査基準価格未満の者がある場合には、該当者すべてに対して積算内訳書の審査を行う。この場合、同価格の入札者が複数あっても調査順を決定するくじ引きは行わない。
- ②設計金額（予定価格）を超えた者、失格基準価格未満の者及び積算内訳書審査基準を満たさない者は失格とし、評価値の算出は行わない。
- ③評価値の高い者から順に落札候補者とする。また、評価値の最も高い者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。なお、くじ引きは辞退できない。
- ④総合評価審査会（以下「審査会」という。）の審査前において、当該案件に関係する者に対し、技術提案の内容に関する質問をするなど、不当な接触があったと審査会が判断した者については失格とし、評価を行いません。
- ⑤技術提案について、提案内容が酷似したものが複数の入札参加者から提出されるなど、提案内容について業者間で協議した、又は提案内容を第三者から提供されたと判断した場合、開札を行った上で、審査を一時中断して「松阪市談合情報対応マニュアル」に基づき対応するものとし、落札決定を保留するものとします。

## 3. 入札価格について

### (1) 低入札調査基準価格の算出

低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、「最低制限価格制度の運用について」に基づき計算を行い、「最低制限価格」を「調査基準価格」と読み替える。

本工事の予定価格算出の基礎となる設計書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に定められた各費目の率を乗じて価格を算出する。

※ 調査基準価格の範囲は、75%～92%の範囲とする。

### (2) 失格基準価格の算出

失格基準価格は、下表に記載した失格基準価格の算定方法により算定するものとする。

①	直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.85＋現場管理費×0.80＋一般管理費等×0.55（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
②	予定価格×0.75（千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

① > ② の場合 … ①を失格基準価格とする。

① ≤ ② の場合 … ②を失格基準価格とする。

※失格基準価格は、予定価格の10分の7.5以上の範囲とし、10分の7.5を下回るときは10分の7.5を乗じた金額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

#### 4. 価格以外の評価点（加算点）の配点について

加算点は30点満点とし、下記の評価項目、評価内容、配点等に基づき評価を行い、その合計点を加算点とする。

##### ■ 企業の施工等

工事实績	工事成績	優良工事	品質マネジメント	労働安全衛生管理	災害時の事業継続力
2点	4点	1点	1点	1点	1点

##### ■ 技術者の能力

工事实績	工事成績	女性又は若手技術者の配置
2点	4点	2点

##### ■ 地域要件

地域精通度	地域貢献度
1点	1点

##### ■ 社会貢献度

男女共同参画活動実績	障がい者雇用実績	若者の採用・育成実績	建設キャリアアップシステムの導入
1点	1点	1点	1点

##### ■ 技術提案

現場管理提案
6点

#### ① 工事实績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
工事实績 (実績評価点)	過去5年間に官公庁発注の同工種・同規模以上の工事を元請けとして履行した実績により評価する。  工事实績評価点算出式 工事实績評価点 = $2 \times \text{件数} / 10$  ※履行実績が10件以上の場合は、工事实績評価点 = 2点(満点)とする。なお、履行実績がない場合は、0点とする。(小数第1位まで計上)	2点

※評価資料2号様式により、同工種・同規模工事の施工実績調書を提出すること。

※同工種とは土木一式工事で、同規模工事は、履行実績の契約金額が本工事の設計金額の50%以上の工事とする。また、工事の履行実績等を確認するため、コリンズ竣工時工事カルテの写

し等を提出すること。

※過去5年間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了（完成認定を受けたもの）したものとする。

※JV工事の履行実績確認は、出資割合を契約金額に乗じて、規模の判断とする。

## ② 工事成績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
工事成績 (工事評価点)	過去3年間の松阪市発注（契約監理課契約分）の全工種 工事成績点の平均点により評価する。  工事成績評価点算出式 工事成績評価点 = $4 \times (\text{工事成績点の平均点} - 60) / 30$ (小数第2位以下切り捨て)  ※工事成績点の平均点については、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までとする。  ※工事成績の平均点が90点以上の場合には、工事成績評価点を4点（満点）とする。なお、平均点が60点未満の場合は評価点を0点とする。	4点

※評価資料3号様式により、工事成績調書を提出すること。

※この評価においては、受注した工事の工種・規模は問わない。

※JVで受注した工事の工事成績評定点を含む。

※過去3年間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了（完成認定を受けたもの）したものとする。

## ③ 優良工事評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
優良工事	過去5年間の松阪市発注（契約監理課契約分）の全工種 工事において優良工事の評価を受けた件数により評価をします。  ● 優良工事の評価がない : 0点 ● 優良工事の評価が1回ある : 0.5点 ● 優良工事の評価が2回以上ある : 1.0点	1点

※JVで受注した工事についても評価の対象とします。

※過去5年間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了（完成認定を受けたもの）したものとする。

#### ④ 品質マネジメント評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証の有無により評価をする。(ISO9000S) ● 認証あり : 1.0点 ● 認証なし : 0点	1点

※ISO9000Sの認証があれば評価します。

※認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行います。

※認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付するものとし、工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しません。

#### ⑤ 労働安全衛生管理評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証の有無により評価をする。 ● 認証あり : 1.0点 ● 認証なし : 0点	1点

※労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001、JISHA方式適格OSHMS)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について評価します

※認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認します。

※認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付するものとし、工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しません。

#### ⑥ 災害時の事業継続力評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
災害時の事業継続力	三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度」により、登録確認証が交付されている場合に評価をする。 ● 登録確認証の交付あり : 1.0点 ● 登録確認証の交付なし : 0点	1点

※三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度(三重県建設BCP登録制度)」により、事業継続計画の登録確認証または継続確認証が交付されている場合に評価します。

※事業継続計画の登録確認証または継続確認証の写しの提出により確認を行います。

### ⑦ 技術者工事実績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
技術者工事実績 (実績評価点)	過去 5 年間に官公庁発注の工事において、配置予定技術者が携わった同工種・同規模以上の工事実績により評価する。  配置予定技術者工事実績評価点算出式 工事実績評価点 = $2 \times \text{件数} / 5$ ※工事実績が 5 件以上の場合は、評価点を 2 点 (満点) とする。なお、実績がない場合は、0 点とする。 (小数第 1 位まで計上)	2 点

※評価資料 2 号様式により、同工種・同規模工事の施工実績調書を提出すること。

※同工種とは土木一式工事で、同規模工事は、履行実績の契約金額が本工事の設計金額の 50% 以上の工事とする。また、工事の履行実績等を確認するため、コリンズ竣工時工事カルテの写し等を提出すること。

※JV 工事の履行実績確認は、出資割合を契約金額に乗じて、規模の判断とする。

※過去 5 年間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了 (完成認定を受けたもの) したものとする。

※配置予定技術者の資格確認のため、1 級国家資格証明書の写し及び監理技術者資格者証の写しを提出すること。また、3 か月恒常的な雇用状況を確認するため健康保険被保険者証等の写しの提出を求めることがある。

※現場代理人のみの実績及び低入札価格での契約となった場合の担当技術者については、評価を行わない。ただし、主任 (監理) 技術者の資格を有している期間に現場代理人として配置されていた工事は評価の対象とする。

※実績評価は、現在の企業に限定しない。

※複数の技術者で参加の場合は、合計点が最も低い技術者の点数が評価点となる。

※原則、落札後の配置予定技術者の変更は認めない。

※配置予定技術者の配置ができなくなったときは、本入札は無効とする。

### ⑧ 技術者工事成績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
技術者工事成績 (工事成績点)	過去 3 年間の松阪市発注工事 (契約監理課契約分) において、配置予定技術者 (監理技術者または主任技術者) が携わった本工事と同工種の工事成績点の平均点により評価する。  配置予定技術者工事成績評価点算出式	4 点

	<p>工事成績評価点=4×(工事成績点の平均点-60)/30 (小数第2位以下切り捨て)</p> <p>※工事成績点の平均点については、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までとする。</p> <p>※工事成績点の平均点が90点以上の場合には、評価点を4点(満点)とする。なお、平均点が60点未満の場合は評価点を0点とする。</p>	
--	---	--

※評価資料3号様式により、工事成績調書を提出すること。

※過去3年間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了(完成認定を受けたもの)したものとす。

※JVで受注した工事の工事成績評定点を含む。

※成績評価は、現在の企業に限定しない。

※現場代理人のみ及び低入札価格での契約となった場合の担当技術者については、評価を行わない。

※複数の技術者で参加の場合は、合計点が最も低い技術者の点数が評価点となる。

#### ⑨ 女性又は若手技術者の配置評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
女性又は若手技術者の配置	<p>監理技術者又は現場代理人として、女性又は39歳以下の若手技術者の配置の有無で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性及び若手技術者の配置 : 2.0点</li> <li>● 女性又は若手技術者の配置 : 1.0点</li> <li>● 女性又は若手技術者の配置なし : 0点</li> </ul>	<b>2点</b>

※女性技術者、入札公告日時点で39歳以下の若手技術者を監理技術者又は現場代理人として配置した場合に評価します。なお、現場代理人はこの工事に対応する主任技術者となりうる技術者を配置した場合に評価します。(資格のない者を現場代理人に配置した場合は評価しません。)

※上記技術者の資格確認のため、資格者証の写し及び入札公告日時点で常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しの提出により確認します。

※①監理技術者：女性、②監理技術者：39歳以下、③現場代理人：女性、④現場代理人：39歳以下  
①～④のうち、2つ以上が該当する場合は2点、1つが該当する場合は1点、該当しない場合は0点とします。なお、監理技術者と現場代理人を兼務した場合は一方しか評価しません。

※評価資料2号様式及び3号様式に複数の技術者を記載し、女性又は若手技術者以外の技術者が含まれている場合は、実際に上記技術者が配置されない可能性があるため評価しません。

※配置予定技術者の配置ができなくなったときは、本入札は無効とする。

※評価資料4号様式により、女性又は若手技術者の配置調書を提出すること。

⑩ 地域精通度評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
地域精通度	入札者の所在地により評価をする。 ● 市内業者 : 1.0点 ● 準市内業者 : 0.5点	1点

※入札者の所在地については、松阪市建設工事競争入札参加資格者登録規程第7条2項の所在区分とする。

⑪ 地域貢献度評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
地域貢献度	松阪市防災協力事業者登録により評価をする。 ● 登録あり : 1.0点 ● 登録なし : 0点	1点

※松阪市防災協力事業者登録済証により確認を行う。

⑫ 男女共同参画活動実績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
男女共同参画活動実績	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定の有無により評価をする。 ● 一般事業主行動計画策定あり : 1.0点 ● 一般事業主行動計画策定なし : 0点	1点

※一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出済みであるがあれば評価します。

※都道府県労働局に提出した一般事業主行動計画画（計画期間が満了していないものに限る。）の写し（受領印のあるもの）の提出により確認を行います。

⑬ 障がい者雇用実績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
障がい者雇用実績	障がい者雇用の有無により評価をする。 ● 法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している : 1.0点 ● 法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない : 0点	1点

※障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業（40人以上の事業主）は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより法定雇用率による法定雇用が達成されていることを確認します（身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であること）。

※障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出してください（8月1日以降に

入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。

※上記以外の企業については、障害者手帳番号等の写しの提出により雇用を確認します。(併せて入札公告日時点で常時雇用(3 か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出により確認します。)

#### ⑭ 若者の採用・育成実績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
若者の採用・育成実績	ユースエール認定制度の認定の有無により評価をする。 ● 認定あり : 1.0点 ● 認定なし : 0点	1点

※「ユースエール認定企業」の認定があれば評価します。

※認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出により確認を行います。

#### ⑮ 建設キャリアアップシステムの導入評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
建設キャリアアップシステムの導入	建設キャリアアップシステムの導入の有無により評価をする。 ● 導入している : 1.0点 ● 導入していない : 0点	1点

※建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認します。

※登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出により確認を行います。

## ⑩ 現場管理提案評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
現場管理の提案	<p>評価資料5号様式 現場管理提案書に基づき、2つの課題について提案を行うこと。作成は提案書1課題につき、文字の大きさは11ポイントとし、400字以内で記載すること。</p> <p>なお、提案内容の評価は、0点から6点とする (注) 評価資料5号様式は、1課題400字以内に収まるように指定しているので変更しないこと。</p> <p>提案内容の評価点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている : 6.0点</li> <li>●現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている : 4.5点</li> <li>●少し工夫がある : 3.0点</li> <li>●標準的な記載のみで普通である : 1.5点</li> <li>●上記以外 : 0点</li> </ul> <p>※評価者の平均点については、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までとする。</p>	6点

※評価資料5号様式により、現場管理提案書を提出すること。参考資料として写真、図面などにより課題提案書の内容を補完する場合、1課題につきA3用紙1枚(片面)まで添付できる。なお、評価については課題提案書に記載された内容で評価する。

※現場管理の提案については、原則として実際に工事施工において実行することが必要であり、実行をされない場合においては、契約不履行又は虚偽の記載として処分の対象となる。

## 5. 価格以外の評価結果の公表と疑義照会

価格以外の評価点は、当該入札案件の開札日から起算して4日前までに松阪市公式HPに掲載し公表します。入札者は、公表された結果により自らの価格以外の評価点に疑義が生じたときは、公表の日から起算して3日以内に疑義照会ができるものとする。(評価資料6号様式)

## 6. 評価内容の担保とペナルティ

- ①「現場管理提案」の虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、契約の解除及び指名停止措置を講ずることができるものとする。
- ②「現場管理提案」に関する事項について、評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、請負工事成績評定の減点などの措置を講ずるものとする。
- ③「現場管理提案」は、入札価格の範囲内で無理なく実現できる品質・安全性等の向上のための工夫であるものを基本とし、過度なコスト負担を要する内容を求めるものではない。

④「現場管理提案」において評価できない提案は以下のとおりです。

- ・「努力する」、「目標とする」等の記述は、施工の有無がわからないため、具体的な提案とはみなさず、評価の対象となりません。
- ・物理的、政策的に不可能な提案は評価の対象となりません。
- ・過度の負担となる目的物の性能（オーバースペック）の提案、提案の効果が不明確なもの、他機関との協議が必要な提案についても評価の対象にはなりません。設計書・標準仕様書等に定められた内容は評価の対象になりません。
- ・提案文章は書き方やまとめ方などの文章力を評価するのではなく、課題に対する目標を達成するための工夫、記載内容の具体性、記載内容の実施による効果等を評価するものであり、現場条件等を踏まえた記載がない、課題を理解していない、工夫が見られず効果が期待できない等の提案は評価の対象となりません。

## 7. 情報公開

情報公開請求があった場合の取扱いは、「松阪市情報公開条例及び松阪市情報公開条例施行規則、松阪市情報公開事務取扱要領」等によるものとする。なお、入札参加者から提出された加算点評価に関する資料は公表しないものとする。

## 8. 提出資料の留意事項

総合評価落札方式の一般競争入札公告に係る入札参加資格確認申請時に申請された提出資料の内容について、添付資料の確認・審査等の結果、申請内容と異なる評価を行う場合がある。この場合、下方評価はするが上方評価は行わない。確認・審査等は、提出資料のみで行うので、記載漏れや添付漏れがないように注意すること。また、参加申請締切り後においては、申請内容等の修正は認めない。